



中南地域 「健康な土づくり」 後期行動計画

計画期間 ◎ 平成24～28年度

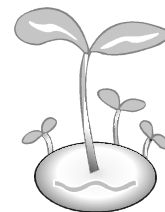
平成24年3月

「日本一健康な土づくり運動」推進中南地方本部

■ 「健康な土づくり」とは？

- 1 「健康な土」とは、作物が良好に育つための土壌環境（物理性・化学性・生物性〔土壌微生物相〕）が整った土のことをいいます。

「健康な土づくり」とは、健康な土をつくるため、土壌診断に基づいて土壌改良資材や稲わら、堆肥などの有機質資材を施用したり、深耕や輪作などを組み合わせることで土壌管理を行うことをいいます。



- 2 本県が目指す「日本一健康な土づくり」について、平成19年度に策定の『**日本一健康な土づくり**』**推進プラン**」（以下「**県前期プラン**」といいます。）では、次のとおり考え方を示しています。

① 安全・安心で美味しい農産物を生産するため、「健康な土づくり」にすべての農業者が取り組むことを目指します。

- 耕種農業の全販売農家46,000戸^{注1}が「健康な土づくり」を目指すことを「日本一」と位置付け、本県独自の取組として「日本一健康な土づくり運動」を展開し、「土づくりファーマー」^{注2}として育成します。
- このため、「土づくりファーマー」となる46,000戸すべてが土壌診断を実施する仕組みづくりを行い、土づくりのレベルアップを図ります。
- また、「健康な土づくり」を将来とも持続的に行うため、労働力不足等に対応した土づくり作業組織の育成などによる土づくりシステムを構築します。

② 「健康な土づくり」を基本として、農薬・化学肥料を減じた環境にやさしい農業の拡大を推進します。

- 「健康な土づくり」を基本として、丈夫で病害虫に強い農産物を生産し、農薬や化学肥料の使用低減に取り組む農業者を育成します。
- 「健康な土づくり」と機械除草や局所施肥など農薬・化学肥料の低減技術を組み合わせ、環境保全を重視した農法を推進します。
- 農業者の技術レベル、消費者ニーズに応じて、エコファーマーや特別栽培農産物、青森クリーンライス、有機農産物など認証制度等を活用した産地づくりを進めます。

③ お客様に「土づくりファーマー」が生産した安全・安心で美味しい農産物を供給し、県産農産物の評価を高め、農業所得の向上を目指します。

- 「土づくりファーマー」が生産した農産物をお客様から信頼され、納得して選んでいただけるよう、生産から販売までしっかり管理した安全・安心システムづくりを進めます。
- お客様と産地をつなぐ交流を進め、「日本一健康な土づくり運動」の取組みをPRしながら県産農産物の評価向上に努めます。

3 また、県では、平成16年度から、消費者ニーズに合わせて生産・販売する「消費者起点」の発想にたつて、安全・安心でおいしい農林水産物を売り込む「攻めの農林水産業」を推進しています。

全国の数ある産地の中から、引き続き本県産の農産物が選ばれていくためには、安全・安心で良質な農産物を安定して生産・供給できる体制を整備し、消費者の信頼を確実なものにしていくことが、販売戦略上とても重要です。

4 このため、農業生産の基本である「健康な土づくり」を、「攻めの農林水産業」を支える重点施策と位置付け、市町村・関係団体等との密接な連携のもと、県内すべての農業者が「健康な土づくり」に取り組む「日本一健康な土づくり運動」を強力に展開しています。



注1 県前期プラン策定時（平成19年度）における県内の耕種農家の全販売農家数です。

2 県では、農業経営の中に「健康な土づくり」を明確に位置付け、土づくりを基本とした環境にやさしい農業を実践する農業者を「土づくりファーマー」と総称することとしました。

次の表に掲げるいずれかの農業者を「土づくりファーマー」といいます。

エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式導入計画認定制度」において、知事から計画の認定を受けた農業者。
青森クリーンライス生産者	「青森クリーンライス取扱要領」（JA全農あおもり）による農薬節減米及び特別栽培米を生産する農業者。
特別栽培農産物生産者	国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、農薬と化学肥料の使用を慣行栽培の5割以下で栽培する農業者。
有機農産物生産者	「JAS法」に基づき、農薬・化学肥料を使用しないことを基本に栽培する農業者で、登録認定機関に認定された方。
土づくり実践者	「青森県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」で定められた“堆肥等施用技術”又は“化学肥料低減技術”、“土壌診断による土壌改良”のいずれかを実施する農業者。 (上の4つの認証制度による農業者を除きます)

目次

ページ

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定のねらい	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3

第2章 前期計画の成果と課題

1 健康な土づくりを実践する「土づくりファーマー」の育成	5
2 土づくり組織の育成	10
3 資源の有効活用の推進	12
4 「有機の郷づくり地域」の拡大	16

第3章 「健康な土づくり」推進の方向性

1 基本目標	19
2 推進方針	20
【基本目標①】 「健康な土づくり」の推進とレベルアップ	21
【基本目標②】 「健康な土づくり」を基本とした環境にやさしい農業の推進	24
【基本目標③】 「健康な土づくり」を前面に出した消費者への情報発信	27

第4章 「健康な土づくり」推進の目標値

第5章 「健康な土づくり」推進の体制と役割

■参考資料

1 中南管内における土づくり事例	
【事例①】 弘前市 : JAつがる弘前特別栽培トマト部会	33
【事例②】 弘前市 : 川村 公夫 氏	35
【事例③】 黒石市 : 厚目内高冷地野菜生産組合	37
【事例④】 弘前市 : 砂沢ヘルシーアップルファーム	39
【事例⑤】 弘前市 : (有)宝荘	41
【事例⑥】 弘前市 : (有)ゆめりんご	43
【事例⑦】 藤崎町 : 藤崎町稲わら利用組合	45
2 用語説明	47
3 青森県稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例	51
4 「日本一健康な土づくり運動」推進中南地方本部委員名簿	53